

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十五号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三十一の項を三十三の項とし、三十の項を三十二の項とし、二十九の項を三十一の項とし、同表の二十八の項事務の欄中「二十七の項」を「二十九の項」に改め、同項を同表の三十の項とし、同表中二十七の項を二十九の項とし、二十六の項を二十八の項とし、二十五の項を二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

二十七 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百六条第一項及び第二項の規定による登記の嘱託（河川法第十六条の三第一項の規定により市町村長が行う河川工事又は河川の維持に係るものに限る。）	大和郡山市 橿原市
---	--------------

別表第一中二十四の項を二十五の項とし、十三の項から二十三の項までを十四の項から二十四の項までとし、十二の項の次に次のように加える。

十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（規則で定める場合に係るものを除く。）	橿原市
1 法第三条第一項の規定による申請の受理	
2 法第三条第二項ただし書の規定による認定	
3 法第三条第二項第二号の規定による認定	
4 法第三条第三項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求	

5	法第八条第一項（法第十条第四項において読み替えて準用する場合及び法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による交付
6	法第八条第三項の規定による交付
7	法第十二条第一項の規定による申請の受理
8	法第十七条第一項の規定による届出の受理
9	法第十七条第二項の規定による届出の受理
10	法第十七条第三項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求
11	法第十九条第五項の規定による返納の受理
12	法第十九条第六項の規定による消印及び還付
13	省令第三条第一項の規定による申出の受理
14	省令第三条第二項の規定による確認及び書類又は資料の提示又は提出の要求

別表第二中三十四の項を三十五の項とし、二十四の項から三十三の項までを二十五の項から三十四の項までとし、二十三の項の次に次のように加える。

二十四	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（政令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）	各市町村
1	法第五十四条第一項の規定による支給認定に係る調査（政令第三十五条に規定する負担上限月額の算定に係るものに限る。以下この項において同じ。）	
2	法第五十六条第二項の規定による支給認定の変更の認定に係る調査	

3 政令第三十二条第一項の規定による変更の届出に係る調査	
------------------------------	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一又は別表第二の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては別表第一又は別表第二の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。